

技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和6年4月18日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名
令和6年度電気自動車の充電環境マナー等発信業務
- (2) 契約期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (3) 契約限度額(見積上限額)
4,741,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 履行場所
岡山県環境文化部脱炭素社会推進課の指定する場所
- (5) 業務内容
令和6年度電気自動車の充電環境マナー等発信業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに従うこと。

2 技術提案に参加できる者の資格

この公告の日から7（1）の委託候補者が選定される日までの間、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 岡山県内に事務所を有していること。
- (3) 入札参加資格者名簿の業務種目が大分類「8（情報・通信サービス）」、小分類「1（コンテンツ作成）」、「3（システム等管理運営）」及び「8（情報・通信サービスに係る調査（通信に関するものはシステムを利用するものに限る）」）であり、格付区分がA又はBであること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 契約条項を示す場所

岡山県環境文化部脱炭素社会推進課
〒700-8570
岡山市北区内山下二丁目4番6号
電話番号 086-226-7298
ファックス番号 086-231-8094

4 技術提案参加手続等

(1) 仕様書、様式等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和6年4月19日(金)から同年4月30日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

3の契約条項を示す場所に同じ。
また、岡山県環境文化部脱炭素社会推進課のホームページ
(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/28/>) からダウンロードすることもできる。

(2) 技術提案参加資格確認申請書(様式第1号)の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和6年4月19日(金)から同年4月30日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

3の契約条項を示す場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるもの)
に限る。提出期限必着のこと。)

(3) 技術提案参加資格要件の審査

ア 技術提案参加資格要件の審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、2の要件について審査し、
不適合と認められる者に対しては、令和6年5月8日(水)までに文書で通知す
る。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

イ 技術提案参加資格がないとされた理由の説明の要求

技術提案参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日
の翌日から起算して7日以内に、(4)ウの宛先に、ファックスにより、技術提
案参加資格がないとされた理由の説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様書等に対する質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和6年4月19日(金)から同年4月30日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
の午前9時から午後5時まで

イ 受付方法

令和6年度電気自動車の充電環境マナー等発信業務に係る技術提案に関する質
問・回答書(様式第2号)をファックスにより提出すること。電話又は口頭によ
る質問には応じない。

ウ 宛先

岡山県環境文化庁脱炭素社会推進課

ファックス番号 086-231-8094

※ ファックス送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。

確認用電話番号 086-226-7298（アの受付期間）

エ 回答方法

岡山県環境文化庁脱炭素社会推進課のホームページに回答を掲載する。ただし、本技術提案に直接関係のないもの、質問者固有のものその他上記回答方法によることが不相当と認められる質問には、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

オ その他

技術提案実施後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

5 技術提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年5月10日（金）午後5時必着

(2) 提出場所

3の契約条項を示す場所に同じ

(3) 提出書類

提案書（様式第3号） 1部

技術提案書（任意様式） 5部

見積書（任意様式） 1部

(4) 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。提出期限必着のこと。）

6 技術提案書の説明

技術提案参加者は5により提出した書類について、次のとおり説明（プレゼンテーション）を行わなければならない。

(1) 実施日

令和6年5月17日（金）（時刻等の詳細は別途連絡する。）

(2) 説明場所

上記3の場所と同一の建物内又は近隣の場所

(3) 説明時間

20分（時間の超過は認めない）。このほか、岡山県からの質疑及びこれに対する技術提案者からの応答の時間を設ける。

7 委託候補者の選定及び契約の締結等

(1) 委託候補者の選定

別に定める技術提案書審査要領に基づき、技術提案書及び見積書により総合的に判断して委託候補者に選定する。

なお、審査項目及び配点は、以下のとおりとする。

〈審査項目及び配点〉

技術提案書：90点、見積金額：10点

また、委託候補者に選定されたか否かについては、令和6年5月20日（月）までにファックス等で通知する。

(2) 契約の締結

委託候補者の選定後、技術提案を基本として当該事業者と岡山県と協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(4) その他

契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令の定めるところによる。

8 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 技術提案に参加する資格のない者及び4（2）アの提出期間に技術提案参加資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき。
- (2) 技術提案書等が、5（1）の提出期限を超えて提出されたとき。
- (3) 見積書が、1（3）の条件を満たさなかったとき。
- (4) 技術提案参加者が、6に規定する説明を行わなかったとき。
- (5) 技術提案書等に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (6) 技術提案者が、2に定める技術提案に参加できる者の資格を喪失したとき。
- (7) その他技術提案参加者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 その他

- (1) 提出された技術提案書等の追加及び修正は認めない。
- (2) 技術提案は、技術提案参加者ごとに1案までとする。
- (3) 技術提案書等の作成等に要する費用は、全て技術提案参加者の負担とする。
- (4) 技術提案書等は、委託候補者の選定を行うために必要な範囲内において複写することがある。
- (5) 技術提案書等は、返却しない。
- (6) 審査の過程において、追加資料を求める場合がある。
- (7) 審査経過については、公表しない。
- (8) 技術提案書等について、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）に基づく開示請求があった場合は、同条例及び岡山県行政情報公開条例施行規則（平成8年岡山県規則第43号）に基づき取り扱うこととする。
- (9) 技術提案書等に虚偽又は不正があった場合その他参加者及び関係者において不法又は不正な行為があった場合は、参加を無効とする。
- (10) 技術提案及び契約の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。
- (11) 委託候補者決定後、業務内容等について一部修正する場合がある。
- (12) 委託候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (13) その他必要な事項は、岡山県財務規則の規定による。